

木曽川「水源の森」森林整備協定

(名称)

第1条 本協定は、木曽川「水源の森」森林整備協定(以下「協定」という。)と称する。

(目的)

第2条 この協定は、森林法(昭和26年6月26日法律第249号)第10条の13の趣旨により、上流と下流の自治体が共同して木曽川の水源地域における森林整備を促進し、森林の持つ水源涵養及び国土保全機能を高め、水資源の確保に務めることにより、健全な水循環型社会の構築を図ることを目的とする。

(協定締結者)

第3条 この協定の締結者は、長野県木曽広域連合(以下「甲」という。)と、愛知中部水道企業団(以下「乙」という。)とする。

(対象区域)

第4条 この協定の対象となる区域は、別図に示す木曽広域連合を組織する町村内に存在する森林とする。

(事業内容等)

第5条 第2条に定める目的を達成するための事業内容は、次のとおりとする。

(1) 森林整備の促進

ア 森林の長伐期施業や複層林施業の促進

イ 森林及び森林資源の有効活用

(2) 関係する諸活動

ア 上下流交流の推進

イ 啓発活動

ウ 関係機関との連絡調整

(3) その他必要な事業

2 前項に定める事業の実施に関し必要な事項は、別に定める木曽川「水源の森」森林整備協定実施要綱(以下「要綱」という。)による。

(協定当事者の役割)

第6条 甲は、水源地域における計画的且つ有効な森林整備のため、次のことを行うものとする。

(1) 水源涵養機能の高度発揮に向けた森林整備の促進

ア 森林の面的整備の促進

イ 災害防止機能の向上促進

(2) 森林整備にかかる財源の充実

ア 上流域での基金創設の取組み

(3) 森林及び森林資源の有効活用

ア 森林の多面的な活用に関する検討

イ 間伐材など森林資源の有効活用に関する検討

(4) 上下流交流活動の実施

(5) 森林と水の保全についてのPR活動の実施

(6) その他必要な事項

2 乙は、水道水源環境保全事業の推進を図るため、次のことを行うものとする。

(1) 甲の組織町村が行う森林整備に対する支援

ア 水道水源環境保全基金の積立

イ 水源涵養事業(植林、造林及び間伐等)の推進

(2) 上下流交流活動の実施

(3) 森林と水の保全についてのPR活動の実施

(4) 山づくり支援ボランティアの組織化

(5) その他必要な事業

3 甲及び乙は、前2項各項に定める事業の実施にあたり、それぞれの役割に応じた費用を負担するものとし、その負担割合は別に定める。

(国有林との連携)

第7条 この協定の目的達成のため、必要に応じて国有林と連携を図ることとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から平成45年3月31日までの30年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、有効期間満了3ヶ月前までに協定締結者いずれからも申し出が無い場合は、更に30年間延長するものとし、以後も同様とする。

(その他)

第9条 この協定及び要綱に定めのない事項については、甲、乙協議の上決定するものとする。

本協定の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成15年2月5日

(甲) 長野県木曾郡日義村4898 37
木曾広域連合
連 合 長 佐々木 金三

(乙) 愛知県愛知郡東郷町大字和合字北蚊谷212
愛知中部水道企業団
企 業 長 都 築 龍 治

木曽川「水源の森」森林整備協定実施要綱

（目的）

第1 この実施要綱は、木曽川「水源の森」森林整備協定（以下「協定」という。）第5条第2項の規定により、事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（相互協力）

第2 木曽広域連合（以下「甲」という。）と、愛知中部水道企業団（以下「乙」という。）は、協定第2条に定める目的達成のため、相互に綿密な連絡調整を図るものとする。

（事業内容の調整等）

第3 甲は、協定第4条に定める対象区域内の森林の面的整備を促進するため、甲の組織町村（以下「町村」という。）の市町村森林整備事業計画との整合性を図る等の調整並びに乙との意見調整を行うものとする。

2 甲、乙及び町村は、協定第5条第1項に定める事業の実施にあたり、必要な費用の負担割合については、毎年度協議して決定する。

（実施計画書の作成及び報告）

第4 甲は、事業の実施にあたって、実施前年度の1月までに次年度の森林整備にかかる実施計画書を作成し、乙に報告する。

（実施状況の報告）

第5 甲は、年度終了後森林整備にかかる事業の実施状況を速やかに作成し、乙に報告する。

（実施状況の調査）

第6 乙は、甲より報告のあった実施状況報告について、随時その状況の調査をすることができる。

（林産物等の採取）

第7 協定区域内における下流域住民の林産物等の採取は、原則としてこれを認めない。ただし、他の協定などによる友好の森の設定、分収育林契約等を行った場合は、その契約に基づいて林産物等の採取等を認めるものとする。

（その他）

第8 この要綱に定めのない事項については、必要に応じ甲、乙の協議により定めるものとする。